

第 4 4 号議案

介護保険事業の取扱いについて

介護保険事業の取扱いについて、別紙のとおり承認を求める。

平成 1 5 年 1 2 月 6 日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

(別紙)

協定項目番号	36	協定項目名	介護保険事業の取扱い
調 整 内 容			
<p>介護保険事業については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) 運営主体について 介護保険事業については、新市が保険者となり運営を行う。</p> <p>(2) 保険料の賦課について 保険料の賦課方式については、久留米市の例による。 保険料については、平成17年度のみの新市の事業計画を策定し、それに基づいて設定する。</p> <p>(3) 保険料の納期について 第1号被保険者の普通徴収の納期については、10期とする。</p> <p>(4) 財政安定化基金借入金の取扱いについて 久留米市、田主丸町、北野町、城島町及び三潴町は、合併までに借入金を償還する。</p>			